

三重の食と農の活力向上推進条例(仮称)等の策定について

別添1-1

制定に向けての背景

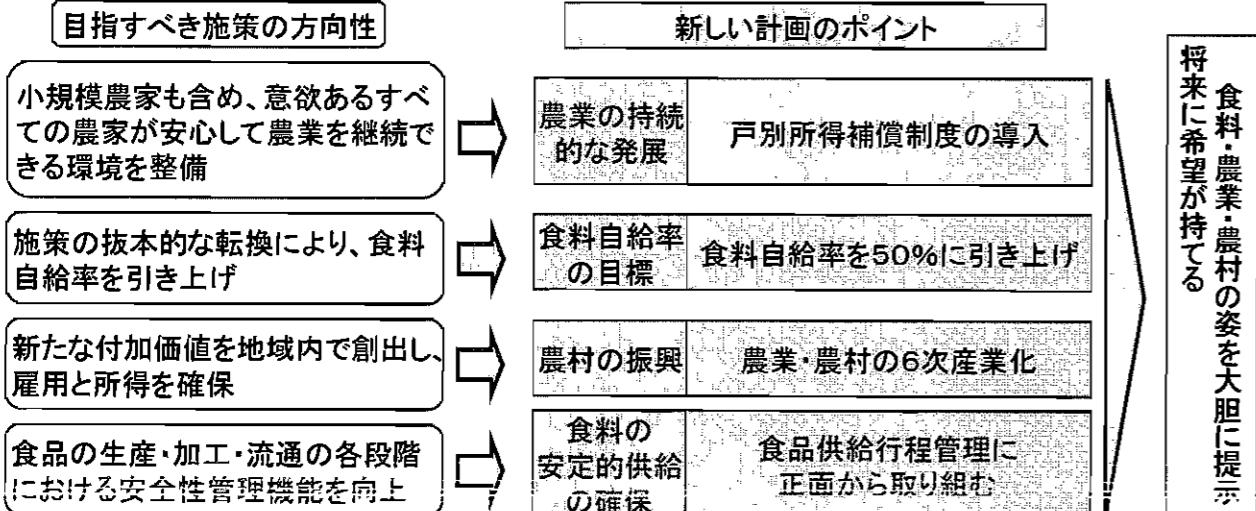
- ◆ 本県農業では、農業従事者の高齢化が急速に進んできており、このまま単純に推移すると、10年後には、1/4の農地で耕作者の確保が困難な状況に陥ることが予測され、耕地利用率は65~80%、農業産出額は現状の1,236億円から、850~1,000億円程度まで低下することが予測される。
- ◆ 国においては、平成22年度から新たに米の戸別所得補償制度をモデル的に実施するとともに、新たな食料・農業・農村基本計画の検討が進められており、これに的確に対応していく必要がある。
- ◆ 地域主権の確立に向けた取り組みが進められるなか、地域に密着した産業である農業に関する政策については、地方が主体的に構築し、推進していく必要がある。
- ◆ 今後は、WTOなどグローバル化の進展のなかで、農業経営を取り巻く状況は一層厳しくなることが予測されるため、農業従事者の確保など、持続的な農業を確立していくためには、農地をはじめとする地域の農的資源を最大限に有効活用できる体制を構築するとともに、農業の収益力の向上をより一層加速していく必要がある。

農業生産が持続的に展開される地域構造の確立が至上命題

制定の目的

- ◆ 農業及び農村の持続的な発展と食料自給力の向上を図るため、県の責務と関係者等の役割を明らかにし、農業・農村の振興の基本的施策を定める。
- ◆ 概ね十年を期間とする中長期的な基本計画を策定することにより、農業の目指すべき姿とその実現への道筋を明らかにしていく。
- ◆ 安全・安心農業を農業生産の基本にするとともに、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」、「三重ブランド」等の認定制度、食育や地産地消などの具体的な取り組み方針を明らかにしていく。
- ◆ 持続的な農業・農村の実現を目指し、地域の農的資源を最大限に有効活用できる体制の構築と農業の収益力の向上の取組促進を図り、農村地域の新たな活力向上につなげていくため、新たな推進手法を定め、県及び市町、関係機関が連携して、地域の意欲ある取組を引き出していく。（農業再生・農村地域革新の推進）

【国新的食料・農業・農村基本計画のイメージ】



条例の策定に際しての考え方(案)

持続的な農業構造の確立

【課題】

- ・農業者の高齢化と今後の急激な減少
- ・若年層の農業参入の低迷
- ・農業を地域で維持していく機能の低下

【対応方向】

- 意欲と経営感覚を持った担い手の育成・確保
- 意欲・能力のある者の農業参入促進
- 農地利用集積など効率的利用の促進
- 計画的な生産基盤の整備

安定的な農業生産の確保

【課題】

- ・基幹作物の米の先行き不透明感
- ・園芸産地をリードする農家の不足
- ・全国的な大規模産地を擁しない

【対応方向】

- 米づくりの再生による水田の最適利用の促進
- リーディング産地と地産地消型産地の育成による産地形成促進
- 農産物の安全管理の定着・高度化
- 農業に関する技術・知識の向上

元気で魅力ある農村の構築

【課題】

- ・農業不振に伴う地域活力の減退
- ・混住化の進展と集落機能の低下
- ・獣害による生産意欲の低下等

【対応方向】

- 活性化への主体的活動の促進
- 都市農村の交流促進
- 農業資源の適正管理の促進
- 中山間地域への条件不利補正
- 計画的な生活環境整備
- 獣害に強い地域づくりの推進

農を起点とした新たな価値の創造

【課題】

- ・需要構造変化や低価格志向等による農産物価格の低迷
- ・資材価格の上昇など生産コスト削減の限界感
- ・ICT活用など多様な販売チャネルへの対応

【対応方向】

- 農業の収益性向上を図る農業者の主体的取組の促進
(農商工連携、6次産業化、産消連携、輸出 等)

安全・安心農業生産の振興

- 安全・安心農業生産推進方針等の策定
- 人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度
- 三重ブランド認定制度
- みえ地物一番の推進

食育の推進

- 食育推進の基本方針
(県民に支持される家庭、学校、職場、地域等様々な場で取り組む)
- 食育推進活動の展開
- 学校における食育の推進

農業再生農村革新の推進

- 農村の資源を有効活用して農業者等が連携して行う農業再生及び農村地域の新たな活力向上に資する取組を総合的かつ効果的に支援

農業及び農村の持続的な発展 食料自給力の向上

制定の手順(案)

条例制定の考え方

【各種有識者会議での意見聴取】

【市町、農業団体との意見交換】【地域別意見交換会】

条例骨子案

【市町、農業団体等との意見交換】

【パブリックコメント】

条例案

基本計画枠組み

【各種有識者会議での意見聴取】

【地域別意見交換会】

基本計画中間案

【国基本計画を踏まえた調整】

【市町、農業団体との意見交換】【パブリックコメント】

基本計画案

※ 国食料・農業・農村基本計画の公表は、平成22年3月の予定

三重の食と農の活力向上推進条例(仮称)(案)

1. 総則

目的

- ・農業及び農村の持続的な発展
- ・食料自給力の向上
- を図るため、施策の基本となる事項を定め、これを効果的に推進することにより、
- ・安全で安心な食、農業・農村の多面的機能を安定的に享受できる環境を確保するとともに、
- ・地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

県の責務と関係者の役割等

- ◆県の責務
 - ・農業・農村施策の策定と計画的な実施
 - ・市町、農業者等の関係者と連携・協働
 - ・農業者等の主体的な努力を支援
- ◆農業者等の取組
 - ・農業・農村振興への主体的な取組の努力
 - ・安全・安心農業生産への取組の努力
- ◆県民の役割
 - ・農業・農村に関する理解を深め、県の施策に協力するよう努める
- ◆財政上の措置
 - ・県は、施策実施に必要な財政措置に努める
- ◆推進体制の整備
 - ・県は、施策を計画的に推進する効率的な体制を整備する

5. 食育の推進

基本方針

- 家庭、学校など様々な機会・場所で展開
- 適切な判断に基づく健全な食生活の実践
- 伝統的食文化の継承

活動の展開

- 県民は、様々な機会・場所で活動に努める
- 県は、食育の意義の普及及び関係団体と連携して食育推進活動を支援する

学校における推進

- 学校の設置管理者は、学校給食や教育活動などの場において食育の推進に努める

2. 農業及び農村の振興に関する基本的施策

安定的な農業生産の確保

- ◆農業生産の振興
 - ・農産物の安定的な生産に資する水田の最適利用及び產地の形成の促進
 - ・農産物の安全性及びその安全性に対する信頼を確保するための安全管理の定着及び高度化の促進
- ◆技術及び知識の向上
 - ・農業生産の振興及び収益性の向上に資する研究開発の推進、大学及び民間等との連携の強化、成果の普及

持続的な農業構造の確立

- ◆担い手の育成及び確保
 - ・農業者等の育成及び確保のための経営の規模拡大及び多角化等の促進
 - ・農業への参入促進のための技術及び経営方法の習得機会、農地情報の提供
- ◆農地の安定的利用等
 - ・農地の確保及び安定的利用のための農地利用集積、遊休農地の利用等の促進
 - ・農業生産の安定及び効率化のための生産基盤の計画的な整備促進

元気で魅力ある農村の構築

- ◆農村の活性化
 - ・農業者等の主体的な活動及び都市農村交流促進、生活環境の計画的整備
 - ・農業及び農村の有する多面的機能の維持増進のための適切な管理の促進
 - ・中山間地域等の農業生産維持のための生産条件の不利補正に係る措置等
- ◆鳥獣による被害の防止
 - ・農産物の被害防止のための人材育成、被害防止策の開発及び普及

農を起点とした新たな価値の創造

- ◆農業の持続及び農村の活性化に資する収益性向上を図るための取組の促進
 - ・農業者等及び食品産業事業者その他関係者が連携した商品開発、需要開拓等の取組
 - ・農業者等が農産物の生産及び加工又は販売を一体的に行う取組
 - ・農業者等及び消費者が直接的なつながりを持って行う取組
 - ・農業者等が自ら又は食品産業事業者等と共同して、農産物等を輸出する取組

等

3. 基本計画の策定

10年程度を見通し、概ね5年毎に見直す 【主な内容例】・基本的な方針・主要目標・その他必要な事項

4. 安全・安心農業生産の振興

安全・安心農業生産の推進

- ◆環境に配慮した持続可能な生産方式による安全で安心な農産物生産の取組を促進するため、「生産推進方針」を策定する
- ◆県は、安全・安心農業に関する生産技術の指針を策定し、技術的な支援を行う
- ◆県は、安全・安心農業の理解促進を図る

みえの安心食材表示制度

- 「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」を実施する
- 県は、安心食材の周知に取り組む



三重ブランド認定制度

- 「三重ブランド認定制度」を実施する
- 県は、三重ブランドの周知に取り組む



みえ地物一番登録制度

- 「みえ地物一番関連事業者登録制度」を実施する
- 「みえ地物一番の日」を設け、毎月第三日曜日とその前日とする
- 県は、みえ地物一番の周知に関連事業者と連携して取り組む



【農業再生農村革新プラン】

(記載内容例)

- ・農村再生等の基本方針
- ・農業構造、生産の改善目標
- ・収益性向上、地域活性化の目標
- ・目標達成のための方策

支援

【支援措置】

- ・情報の提供、助言
- ・その他必要な支援

提出

市・町

県

連携

推進体制

(県段階又は市町段階の関係機関と識者等で構成)

実働組織として
支援チーム設置

【支援チーム】

設置主体: 基本的に市・町(複数市町にまたがる場合等は県)

構成員: 市町、県、農協、改良区等の職員等
所掌: プランに基づく活動の支援

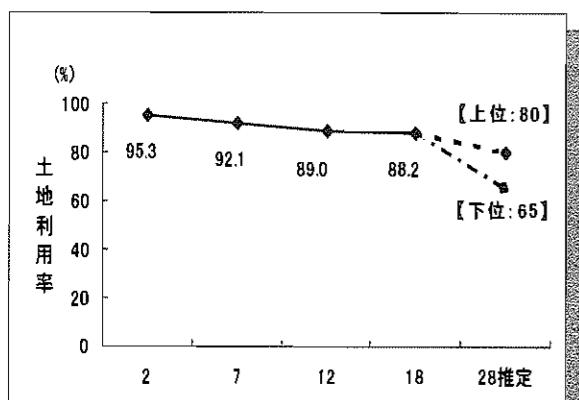
今後の農業政策についての基本的な考え方（案）①

背景となるトレンド

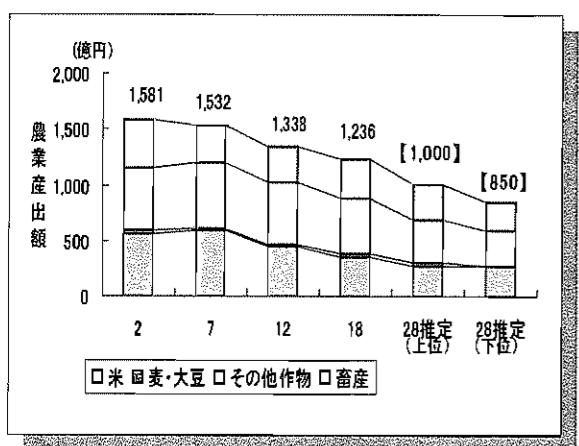
◆県農業の10年後の姿は？

農業従事者の高齢化が進み、このままでは10年後には農地の1/4で耕作者の確保が困難に

①耕地利用率は65～80%に低下



②農業産出額は850～1,000億円程度まで低下



◆国の新しい農政展開に向けた動きが加速

10年後に食料自給率50%の達成が掲げられるとともに、主要作物について農業者戸別所得補償制度の検討が進められるなど、国の新しい農政展開に向けた取組が加速している。

<国の取組目標イメージ（抜粋）>

食料自給力の強化のための取組と食料自給率50%のイメージ			
米の消費拡大	平成15年度 60kg/人・年	目標10年度 63kg/人・年	目標20年度 +1.3%
米粉の生産拡大	1万トン	50万トン	+1.4%
飼料用米の生産拡大	0万トン	26万トン	+0.1%
小麦（栽培面）の生産拡大	91万トン	180万トン	+2.5%
大豆の生産拡大	23万トン	50万トン	+1.0%
野菜の生産拡大	1,242万トン	1,422万トン	+0.5%
牛乳・乳製品の生産拡大	302万トン	938万トン	+1.5%
乳牛の頭数増加	14万頭	126万頭	+0.3%
畜産の消費抑制	14kg/人・年	12kg/人・年	-0.3%
その他 いも類、果実等			+1.4%
合計	465万ha	467万ha	
耕地面積	465万ha	—	467万ha
耕地面積	93%	—	110%
供給熱量	2,551kcal	—	2,498kcal
40% +中核年度	+10.0%	50%	それ以上

取組の方向

県民が、安全で安心な食と農業・農村の有する多面的機能の安定的な享受ができる環境を確保するとともに、地域経済の健全な発展が図られるよう、
 ◆農業の持続的な発展
 ◆食料自給力の向上
 ◆元気で魅力ある農村の確立に取り組む。

そのため、消費者との信頼関係を構築するなかで、農業の再生と農村地域活動の革新を基本に。
 ●本県農地の大半を占める水田の最大限の活用
 ●ターゲットを明確にした園芸・畜産産地戦略の展開
 ●経営意欲を持った多様な農業経営体の育成・確保
 ●意欲ある農業者が創意工夫を以て経営展開できる地域環境の創出
 ●農商工連携や6次産業化等による付加価値の創出
 ●農業・農村の多面的機能の適切な発揮と活用を進めていく。

課題
農業生産面

- ・基幹作物の米の先行き不透明感
- ・園芸産地をリードする農家の不足
- ・全国的な大規模産地を擁しない

農業構造面

- ・農業者の高齢化と今後の急激な減少
- ・若年層の農業参入が低迷
- ・農地を地域で保全していく意識の低下

農村振興面

- ・農業不振に伴う地域活力の減退
- ・混住化の進展と集落機能の低下
- ・獣害による生産意欲の低下等

価値創造面

- ・需要構造変化や低価格志向等による農産物価格の低迷
- ・資材価格の上昇などによる、生産コスト低減への限界感
- ・ICT活用など、多様な販売チャネルへの対応

目指すべき10年後の姿

【対応方針】
 耕地の8割弱を占める水田で安定的な経営が展開され、かつ、水田が最大限に利用されることが必要

【10年後の姿】
 ●県産米の強み（早場、良食味、値頃感）を生かした需に応じた主食用米の生産
 ●麦・大豆・新規需要米（米粉やエサ米など）等による水田の最適利用
 ●集落合意に基づく地域内農地の安定的利用体制の構築
 ●安全・安心農業の定着

【対応方針】
 地域において多様な農業生産が展開されるとともに、多様な経営体の活動の場が必要

【10年後の姿】
 ●産地再生戦略の構築・実践によるリーディング産地の確立
 ●地産地消に対応する、多品目適量産地の確立
 ●安全・安心農業の定着

【対応方針】
 県農業を支える多様な農業経営体を確保するとともに、新規就農等の受入体制の整備が必要

【10年後の姿】
 ●意欲と経営感覚のある多様な経営体により、県農業が担われる
 ●受入体制の充実による、新規就農・就業者の確保
 ●営農の組織化や法人化、企業等参入の促進による、多様な農業経営体の確保

【対応方針】
 地域での農地の効率的な利用や農地等管理の仕組み、それらを支える基盤の整備が必要

【10年後の姿】
 ●集落等の土地利用調整機能の充実・強化
 ●農地情報の的確な把握・情報提供による、地域内農地の持続的・安定的な利用体制の構築
 ●多様な主体も参画する農地等適正管理体制の確立
 ●基盤整備を通じた、農地の安定的利用体制の構築、営農省力化、農地・農業用施設の機能確保

【対応方針】
 生産や生活基盤の確保・維持や、活性化に資する地域の活動を促進すること等が必要

【10年後の姿】
 ●生活環境や防災対策の充実
 ●多様な主体の参画による農地・農業用施設の保全による、多面的機能の維持
 ●都市等との多様な交流を通じた、交流人口の拡大

【対応方針】
 獣害につよい地域づくりの実現に向けて、地域住民による主体的な取組の促進が必要

【10年後の姿】
 ●獣害につよい地域づくりの定着
 ●鳥獣類の生息管理と被害対策の一体的な取組による、野生鳥獣との共生
 ●農林業被害の軽減

【対応方針】
 農業の収益性の向上を図る農業者自らによる主体的な取組の促進が必要

【10年後の姿】
 ●農産物等の高付加価値化のための農商工連携や6次産業化
 ●多様な主体との連携・協力などを通じた新たな産消連携の構築・展開
 ●首都圏や海外など、新たなマーケットの開拓

耕地利用率
100%
(H19:88%)

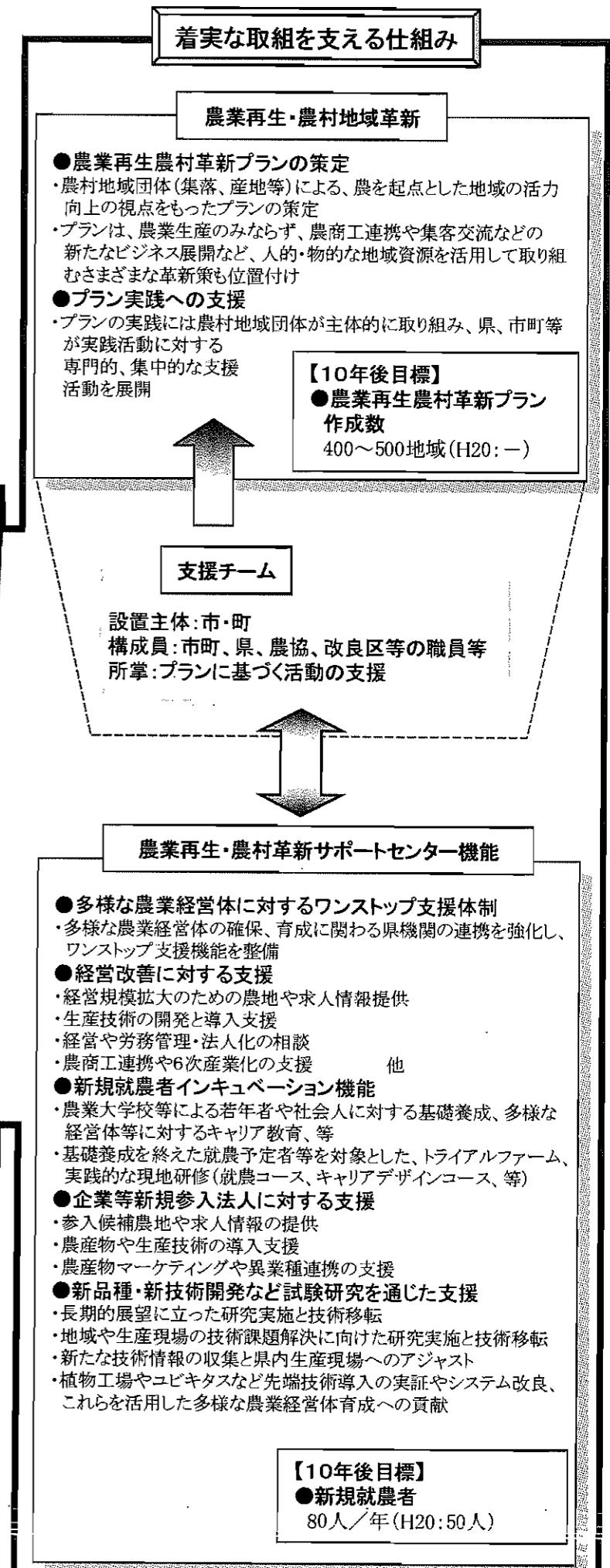
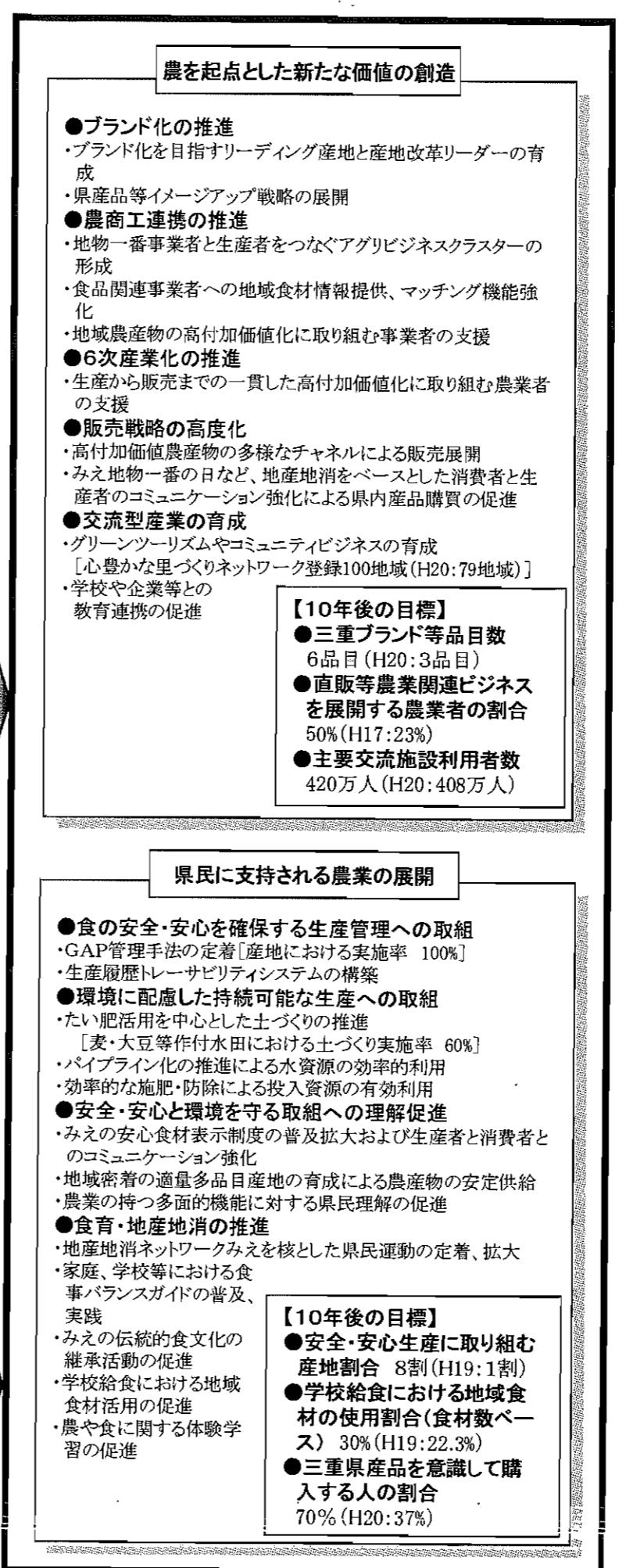
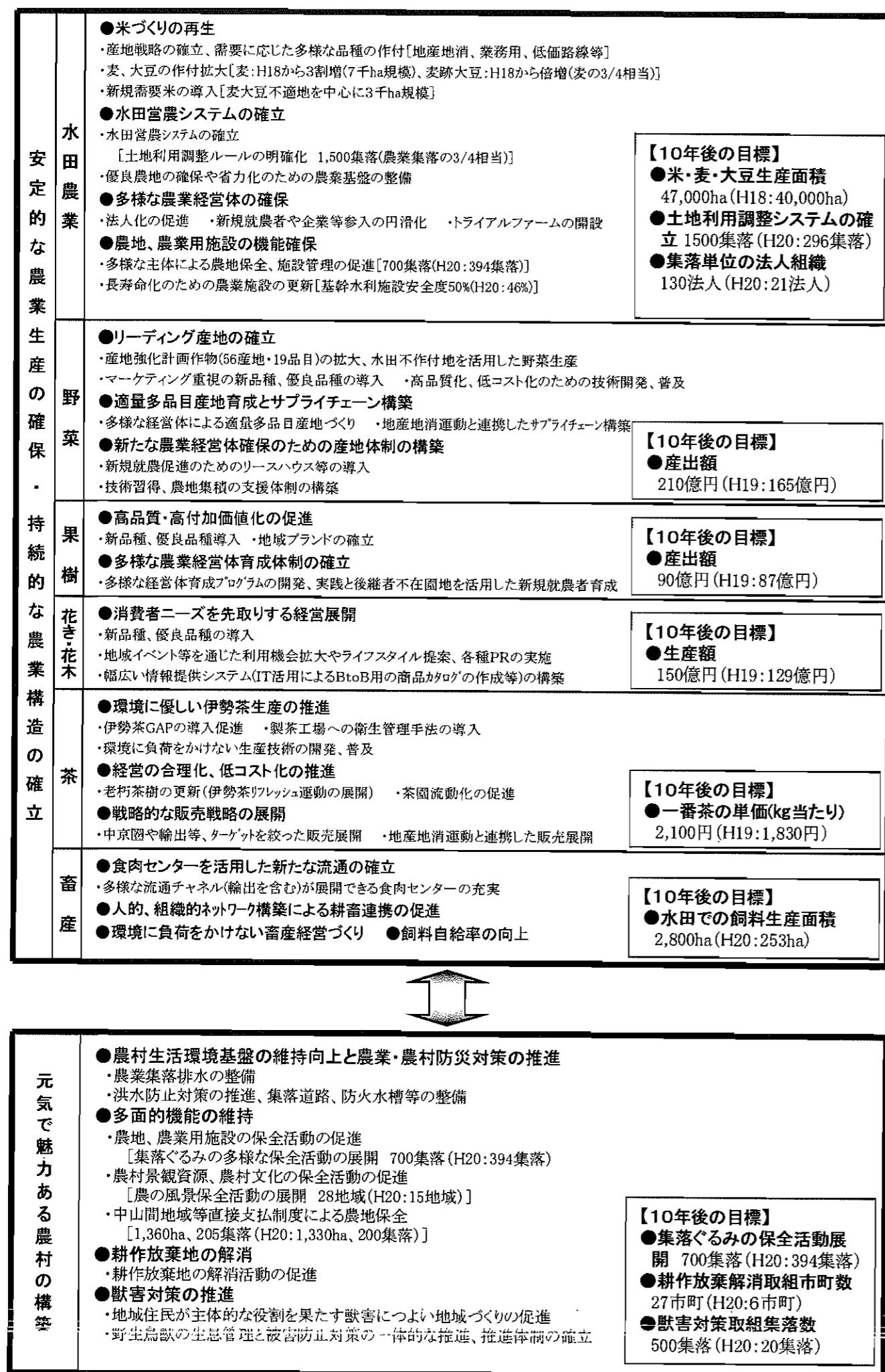
農業産出額
1,300億円
(H19:1,099億円)

土地利用調整システムの確立
1,500集落
(H20:296集落)

直販等農業関連ビジネスを展開する農業者の割合
50%
(H17:23%)

カロリーベース
食料自給率
50%程度

今後の農業政策についての基本的な考え方（案）②



別添1－2

「三重の食と農の活力向上推進条例（仮称）」
策定に際しての考え方（案）

I 総則について

1 目的について

農業及び農村の持続的な発展並びに食料自給力の向上を図るため、農業及び農村の振興に関する施策の基本となる事項を定め、並びにこれを効果的に推進することにより、もって広く県民が安全で安心な食並びに農業及び農村の有する多面的機能を安定的に享受できる環境を確保するとともに地域経済の健全な発展に資していくことを目的とする必要。

2 県の責務について

農業及び農村の振興に関する施策を策定し、これを計画的に実施すること、また、この施策の実施に当たっては、市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者と連携し、及び協働するよう努めることを県の責務とする必要。

3 農業者等の取組について

農業及び農村の振興に主体的に取り組むよう努め、農業生産及びこれに関連する活動を行うに当たっては、安全・安心農業生産に取り組むよう努めることを農業者等の役割とする必要。

4 県民の役割について

農業及び農村に関する理解を深め、県が実施する農業及び農村の振興に関する施策に協力するよう努めることを県民の役割とする必要。

5 財政上の措置について

農業及び農村の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを県の執るべき措置とする必要。

6 推進体制の整備について

市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者との円滑な連携及び協働を図り、農業及び農村の振興に関する施策を計画的に推進するため、効率的な体制を県が整備することが必要。

II 農業及び農村の振興に関する基本的施策について

(i) 安定的な農業生産の確保について

1 農業生産の振興について

農業生産の振興を図るため、安全で安心な農産物の安定的な生産の促進に資する水田の最適な利用、産地の形成の促進その他必要な措置を講ずることを県の執るべき措置とする必要。

また、農産物の安全性及びその安全性に対する信頼を確保するため、生産、加工及び流通の各過程における安全管理の定着及び高度化の促進その他必要な措置を講ずることを県の執るべき措置とする必要。

2 技術及び知識の向上について

農業生産の振興及び収益性の向上に資する技術及び知識の向上を図るため、研究開発の推進、大学及び民間等との連携の強化その他必要な措置を講ずるとともに、その成果の普及に努めることを県の執るべき措置とすることが必要。

(ii) 持続的な農業構造の確立について

1 担い手の育成及び確保について

意欲及び経営感覚を持った農業者等の育成及び確保を図るため、農業生産の規模拡大及び効率化、創意工夫をいかした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な措置を講ずることを県の執るべき措置とすることが必要。

また、農業に係る意欲又は能力を有する者の参入を促進するため、農業の技術及び経営方法の習得機会の提供、農地の取得又は借受に関する情報提供その他必要な措置を講ずることを県の執るべき措置とすることが必要。

2 農地の安定的利用等について

農業生産に必要な農地の確保及び農地の安定的かつ有効的な利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、農地の利用の集積、遊休農地の利用その他必要な措置を講ずることを県の執るべき措置とすることが必要。

また、農業生産の安定及び効率化を図るため、生産基盤の計画的な整備の推進その他必要な措置を講ずることを県の執るべき措置とすることが必要。

(iii) 元気で魅力ある農村の構築について

1 農村の活性化について

農村の活性化を図るため、農業者等の地域の特性をいかした活動及び都市と農村との間の交流の促進、生活環境の計画的な整備の推進その他必要な措置を講ずることを県の執るべき措置とすることが必要。

また、農業及び農村の有する多面的機能の維持増進を図るため、農地、農業用水その他の農業資源の適切な管理の促進その他必要な措置を講ずることを県の執るべき措置とすることが必要。

さらに、中山間地域等における継続的な農業生産活動の促進を図るため、農業の生産条件に関する不利を補正するための措置その他必要な措置を講ずることを県の執るべき措置とすることが必要。

2 鳥獣による被害の防止について

野生鳥獣による農産物の被害防止を図るため、被害防止に関する知識経験を有する人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止策の開発及び普及その他必要な措置を講ずることを県の執るべき措置とすることが必要。

(iv) 農を起点とした新たな価値の創造について

農業の持続及び農村の活性化に資する収益性の向上を図るため、農業者等の取組の促進その他必要な措置を講ずることを県の執るべき措置とすることが必要。

収益性の向上を図る取組は、次のような取組とすることを検討する。

- ・ 食品産業事業者その他関係者と連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行う取組
- ・ 農産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動による商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行う取組
- ・ 消費者と直接的なつながりを持つことによる農産物若しくは商品の生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行う取組
- ・ 自ら又は食品産業事業者その他関係者と共同して、農産物又はその加工品を輸出する取組

III 基本計画の策定について

農業及び農村の振興に関する基本的施策を効果的に実施するため、農業及び農村の振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を県が定めることが必要。

基本計画には、農業及び農村の振興に関する基本的な方針、主要な目標などを定めること、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、おおむね5年ごとに見直すことを検討する。

IV 安全・安心農業生産の振興について

(i) 安全・安心農業生産の推進について

1 安全・安心農業生産推進方針について

安全・安心農業生産の取組を促進するため、安全・安心農業生産推進方針(以下「推進方針」という。)を県が定めることが必要。

推進方針には、安全・安心農業生産に関する基本的な推進方向、主要目標及び推進体制などを定めることを検討する。

2 生産技術指針について

安全・安心農業生産に関する技術指針(以下「生産技術指針」という。)を県が定めることが必要。

生産技術指針には、農産物の安全及び安心を確保する生産管理その他安全・安心農業生産に取り組むに当たって必要な事項などを定めることを検討する。

3 安全・安心農業生産の情報提供等について

農業者等による安全・安心農業生産の取組を促進するため、安全・安心農業生産に

に関する技術の習得及び向上に資する情報の提供その他必要な措置を講ずることを県の執るべき措置とすることが必要。

また、県民及び食品産業事業者その他関係者の安全・安心農業生産についての理解を深めるための啓発その他の必要な措置を講ずることを県の執るべき措置とすることが必要。

(ii) 人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度について

農業者等による安全・安心農業生産の取組に関する情報を消費者に適正に提供するため、別に定める基準に適合するものと人自然にやさしいみえの安心食材として認定する制度を県が設けることとすることが必要。

「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の具体的な内容は現行制度を基本とすること、認定した「人と自然にやさしいみえの安心食材」の周知に県は取り組むことを検討する。

(iii) 三重ブランド認定制度について

特に優れた県産品の広報活動を通じて三重の知名度の向上を図り、農林水産業、観光業その他の地域の特性に応じた産業の振興に資するため、別に定める基準に適合するものを三重ブランドとして認定する制度を県が設けることとすることが必要。

「三重ブランド認定制度」の具体的な内容は現行制度を基本とすること、認定をした「三重ブランド」の周知に県は取り組むことを検討する。

(iv) みえ地物一番の推進について

1 みえ地物一番関連事業者登録制度について

地産地消を一層推進し、県内で生産された产品に触れ、親しむ機会の拡大を図るために、別に定める基準に適合するものを生産、製造、加工、調理又は販売する事業者をみえ地物一番関連事業者として登録する制度を県が設けることとすることが必要。

「みえ地物一番登録制度」の具体的な内容は現行制度を基本とすること、登録した事業者による地産地消に資する活動の周知に県は取り組むことを検討する。

2 みえ地物一番の日について

地産地消を効果的に推進するため、みえ地物一番の日を設けることとすることが必要。

「みえ地物一番の日」は、現行通り、毎月第三日曜日及びその前日とすること、地産地消に資する事業をみえ地物一番関連事業者やその他の関係者と連携して県が実施することを検討する。

V 食育の推進について

1 食育推進の基本方針について

食育の推進は、県民が食の重要性を認識し、自然の恩恵及び食にかかわる人々の様々な活動への理解を深めるとともに、伝統的な食文化を継承しつつ、食に関する適切な判断に基づく健全な食生活を実践することができるよう行われなければならないことを食育推進の基本方針とすることが必要。

また、食育の推進は、家庭、学校、保育所、職場、地域その他の様々な場において行われなければならないこととする必要。

2 食育推進活動の展開について

家庭、学校、保育所、職場、地域その他の様々な場において、食育を推進するための活動（以下「食育推進活動」という。）に取り組むよう県民が努めることとすることが必要。

また、食育に関する情報の提供に努めるとともに、食育推進活動を行う団体と連携し、人材の育成その他県民による食育推進活動を支援するための措置を講ずることを県の執るべき措置とすることが必要。

3 学校における食育の推進について

児童、生徒等が、食に関する適切な判断に基づく健全な食生活を実践することができるよう学校給食その他の教育活動の場において食育の推進に学校の設置者等が努めることとすることが必要。

VI 農業再生農村革新の推進について

(i) 農業再生農村革新に関する措置について

農地その他農村の資源を有効に活用して農業者等が連携して行う農業の再生及び農村地域の新たな活力向上に資する取組（以下「農業再生農村革新」という。）を総合的かつ効果的に支援するため、必要な措置を講ずることを県の執るべき措置とすることが必要。

農業生産が持続的に展開される地域構造の確立を目指した取組を効果的に進めていくため、地域の農地、農業関連施設や人材などの資源を、地域の特色を踏まえて総合的に活用できるよう、集落や産地などで、地域の多様な主体が参画した「農業再生等プラン」の策定を促すとともに、その実現に向けた取組を、市町、JAなど関係機関と連携して、支援していく仕組みを構築することを検討する。

(ii) 農業再生農村革新プランの策定等について

1 農業再生農村革新プランの策定について

農村地域団体は、農業再生農村革新の目標及びその達成を図るために取組方針を定めた計画であって、その活動区域の存する市町の基本構想、県基本計画その他農業の

振興に関する計画と整合性のとれたもの（以下「農業再生農村革新プラン」という。）を作成し、その活動区域の全部が一の市町の区域内にある場合にあっては当該市町（協議会が設置された市町に限る。以下「協議会設置市町」という。）の長に、その活動区域が二以上の市町の区域にわたる場合にあっては知事に提出することができる制度を設けることとすることが必要。

農村地域団体は、次のような団体とすることを検討する。

- ① 集落を基礎とした農業者その他住民の組織する団体であって、その活動区域（農業振興地域その他知事が特に必要と認めた地域内に限る。）内の農地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（国及び地方公共団体を除く。）の三分の二以上が構成員となっている団体
- ② 野菜生産出荷安定法第四条の規定により指定された野菜指定産地又は果樹農業振興特別措置法第二条の三の果樹農業振興計画において知事が定めた広域濃密生産団地で農産物（農林水産大臣が指定し、又は知事が適当であると認めたものに限る。）の生産又は出荷を行う者の組織する団体又はこれらに準ずる団体
- ③ 上記に掲げるもののほか、別に定める団体

2 農村地域団体への支援

農業再生農村革新プランを提出した農村地域団体が行う農業再生農村革新を促進するため、農業再生農村革新に関する情報の提供、助言その他農業再生農村革新を促進するために必要な支援の措置を講ずることを県の執るべき措置とすることが必要。

3 農業再生農村革新の推進体制

農業再生農村革新プランを提出した農村地域団体及び農業再生農村革新プランを作成しようとする農村地域団体の農業再生農村革新を円滑かつ効率的に支援するため、県は、市町と協議し、農業再生等の推進に関する協議会の設置その他必要な推進体制を整備することとすることが必要。

国の「食料・農業・農村基本計画」の基本的な考え方についての新旧比較

主要項目	現行計画のポイント (H17.3月策定)		計画見直しの主なポイント	新たな計画のポイント (H22.3月予定)	
	農業の持続的な発展	食料自給率の目標			
多様な農業経営体の育成・確保	<p>1. 経営安定対策の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業の構造改革を加速化するとともに、国際規律の強化にも対応し得るよう、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる扱い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換 <ul style="list-style-type: none"> 水田作、畑作：品目横断的 野菜、果樹、畜産：品目別 <p>1. カロリーベースの食料自給率目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 10年後の目標は、実現可能な水準として45%を設定 45%が実現した次の段階として、5割以上の自給率の実現に向け、必要な条件整備を推進 <p>2. 生産額ベースの食料自給率目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産額ベースの食料自給率目標を新たに目標に設定（76%） <p>1. 望ましい農業構造の確立に向けた扱い手の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定農業者制度により、扱い手を明確化し、施策の集中・重点化 <p>●効率的かつ安定的な経営への発展が見込まれる集落営農組織も扱い手と位置づけ、法人化を推進</p> <p>2. 人材の育成・確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業形態や性別を問わず、新規参入を促進し、幅広い人材を確保 女性の参画、高齢者活動の促進 株式会社等のリース方式での参入を認める構造改革特区を全国展開 <p>3. 農地の有効利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 扱い手への農地の利用集積 耕作放棄地の発生防止・解消のための施策の充実 	<p>10年後に50%の目標を明確に設定</p> <p>扱い手育成から多様な経営体の育成へ</p> <p>集落営農の位置づけを拡大</p> <p>方向性に大きな見直しはない</p>	<p>1. 戸別所得補償制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国農業の持続的発展を図るために、意欲ある農業者を幅広く対象（米モデル事業では販売農家）とした戸別所得補償制度の導入により、農業者が農業を継続できる環境を整備 <p>1. カロリーベースの食料自給率目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 10年後に50%まで引き上げる <p>1. 多様な農業経営体の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての販売農家が戸別所得補償制度の対象 家族農業経営について、規模拡大や6次産業化を後押しし、認定農業者制度を活用して、競争力ある経営体を育成 集落営農を、①法人化等高度な経営展開をする組織、②扱い手不足地域の営農の受け皿組織、の2つの方向で育成・確保 法人経営の育成・確保について、6次産業化の取組などにより地域の雇用創出、地域の所得向上や活性化に貢献する観点から推進 <p>2. 農業への参入の促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> 自営就農に加えて、雇用就農を新規就農の重要なルートと位置づけ 女性の参画、高齢者活動の促進 改正農地法により、農地の貸借規制や農業生産法人の出資規制の見直し等を活用し、企業やNPO等の多様な経営体の参入を促進 <p>3. 農地集積の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 扱い手への農地の利用集積 <p>4. 資金調達の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営体への支援を「補助から融資へ」大胆な見直し 		
農村の振興	<p>1. 多様な経営発展の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営の多角化・複合化など、経営発展に向けた取組を推進 <p>●農業と食品産業の連携の促進 <ul style="list-style-type: none"> 加工外食用需要に対応した取組 食品産業関連の産学官の連携の形成 産地ブランドの振興等 </p> <p>●バイオマス資源の利活用 <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物系バイオマスだけでなく、未利用バイオマスや資源作物の利活用を積極的に推進 </p> <p>●農産物・食品の輸出の促進 <ul style="list-style-type: none"> 通年の販売促進 輸出ニーズに対応した産地づくり EPA等による輸出先国の市場アクセス改善等 </p> <p>2. 農村の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市と農村の共生・対流 <p>●快適で安全な農村の暮らしの実現 <ul style="list-style-type: none"> 生活環境の整備や、高齢化に対応した医療・福祉等のサービスの充実、防災対策を推進 </p> <p>●資源保全施策の構築 <ul style="list-style-type: none"> 農地・農業用水等を適切に保全管理するため、地域住民等が一体となり、農村環境の保全等にも役立つ効果の高い取組を促進 </p> <p>●農村経済の活性化 <ul style="list-style-type: none"> 先進事例の全国への発信等の取組を通じ、地域の特色を活かした多様な産業を育成 中山間地域等では農業生産条件の不利の保全等を継続的に実施することにより、農村経済を活性化 </p>	<p>経営改善取組の中で6次産業化を重視</p> <p>地域内での業種間連携に着目</p> <p>新ビジネスの展開や新産業の創出を重視</p> <p>方向性に大きな見直しはない</p> <p>国が新たに、将来像・目標の明確化、施策推進方向の提示のためのビジョンを作成</p>	<p>2. 農村の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市と農村の交流等 集落機能の維持と地域資源・環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> 農村コミュニティの維持・再生 <p>●農地・水・環境保全向上対策の検証</p> <p>●中山間地域等直接支払制度の継続・拡充</p> <p>●鳥獣被害対策の推進</p> <p>●農山漁村活性化ビジョンの策定</p>	<p>1. 食の安全と信頼の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 原産地表示の推進やトレーサビリティの導入拡大 <p>●農業生産環境施策の導入 <ul style="list-style-type: none"> GAPを策定、各種支援策を受けるための要件化 環境負荷の大幅な低減へ向けたモデル的取組への支援 </p>	<p>1. 食品の安全性の向上と消費者の信頼の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品トレーサビリティの推進 HACCPの推進 農業生産行程管理（GAP）の推進
食料の安定供給の確保		安全性の向上に向けて強化			

国的新たな「食料・農業・農村基本計画」の主なポイントに関する県の対応方向

国の新計画の主なポイント	県のこれまでの主な取組項目等	県の今後の対応方向
戸別所得補償制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> 地の利（早場コシヒカリ産地）を生かした売れる米づくりの推進 消費者に支持される、人と自然にやさしい米づくりの推進 食品産業と連携した米粉用米の生産拡大 実需者ニーズに対応した品種導入や、地産地消と連携した商品開発による、麦・大豆の生産拡大 耕畜連携によるWCS用稻等水田飼料作物の生産拡大 畜産農家と結びついた飼料用米の生産 	<ul style="list-style-type: none"> 22年度の戸別所得補償制度モデル対策への対応を進めつつ、<u>制度の本格実施に的確に対応していく。</u> 水田農業以外の品目（野菜、果樹、畜産・酪農等）について、<u>国の政策動向を見極めつつ的確に対応していく。</u> 麦・大豆等について、これまでの取組を強化しつつ、的確に対応していく。 <u>新規需要米やWCSについて、麦・大豆等不適地域における推進を図るとともに、実需確保のための取組を一層強化していく。</u>
10年後の食料自給率の目標	<ul style="list-style-type: none"> 戦略計画での、国目標（45%）と同水準目標（46%）の設定 ※ただし、主要作物の作付け等に目標に関する目標はなし 	<ul style="list-style-type: none"> 県基本計画で、<u>国の目標（50%）と同水準（50%）を設定する</u>方向で検討していく。 あわせて、<u>主要作物の作付け等に関する目標設定することも</u>検討していく。
多様な農業経営体の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者制度により、効率的かつ安定的な農業経営の育成 認定農業者等の経営改善を進めるため、融資事業や農地集積の促進 法人化の推進や新規就農・就業者の確保などによる多様な担い手の育成 高い水田割合や農業従事者の高齢化などを踏まえ、地域の合意に基づき、地域の実状に応じた水田営農システム（※）の構築 ※ 個別担い手への集積型、オペレータや出合方式による集落営農型などを包含する概念で、土地利用調整機能の構築に力点をおくもの 	<ul style="list-style-type: none"> 戸別所得補償制度によって意欲ある農業者の営農継続を図るとともに、6次産業化などにより、競争力を有する地域農業の担い手を育成するという考え方と、本県の農業構造の実態を踏まえ、<u>経営規模にとらわれずに、意欲と経営感覚のある農業者を担い手と位置づけて取り組んでいく。</u> 本県の農業構造の実態等を踏まえると、高齢農家の農地等の受け皿整備が重要であることから、地域の土地利用調整機能を基本とする<u>水田営農システムの構築</u>について、これまでの<u>県の取組を強化する</u>方向で進めていく。 <u>担い手育成に関する目標等については、国の政策方向等を見極めつつ、県基本計画検討の中で整理していく。</u>
農業・農村の6次産業化	<ul style="list-style-type: none"> 6次産業化に取り組む農業者へのアドバイザー派遣等によるビジネス展開の促進 地域の農林水産資源の掘り起こしと活用支援（パートナーシップ） 農的ビジネスに取り組むリーダー人材の育成（アントラジン） 地産地消型の販売方式に対応した多品目適量産地の育成 都市と農村の交流の促進や、交流ネットワーク形成 首都圏等への県産品流通の拠点整備 	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者制度の運用も含め、<u>6次産業化が農業経営の発展の重要な手法の一つに明確に位置づけられたことを踏まえ、県のこれまでの取組をより一層強化していく。</u> 6次産業化の取組が個別事業者等による「点」の取組にとどまっている事例も多く、面的展開にしていくこと、都市農村の交流において経済活性化の視点をさらに意識していくこと等が求められており、<u>地域ビジネスの展開や新産業の創出など「農村の6次産業化」の視点での取組も強化していく。</u>
食品の安全性と消費者の信頼の確保	<ul style="list-style-type: none"> みえの安心食材、GAP推進などにより、みえの安全安心農業生産の促進 HACCP方式の導入促進により、農業者や食品関連事業者の自主衛生管理の定着促進 食品の安全性確保に向けた監視・指導体制の整備 BSEや鳥インフルエンザ等への的確な対応 	<ul style="list-style-type: none"> <u>みえの安全安心農業生産の推進</u> 国の考え方があわせ、<u>食の安全安心の確保に向けた取組を一層強化していく。</u>

着実な推進
のために

地域の着実な取組を支える仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 農村の再生に向けた、地域住民の「きっかけづくり」への支援 地域の合意に基づき、地域の実状に応じた水田営農システムの構築を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 三重の食と農の活力向上推進条例（仮称）により、農業再生・農村革新のための取組を<u>地域が主体的に取り組むとともに、関係機関が効果的に支援していく仕組み</u>として、「農業再生等プラン」を設ける。
-----------------	---	---

国の新たな「食料・農業・農村基本計画」 の基本的な考え方

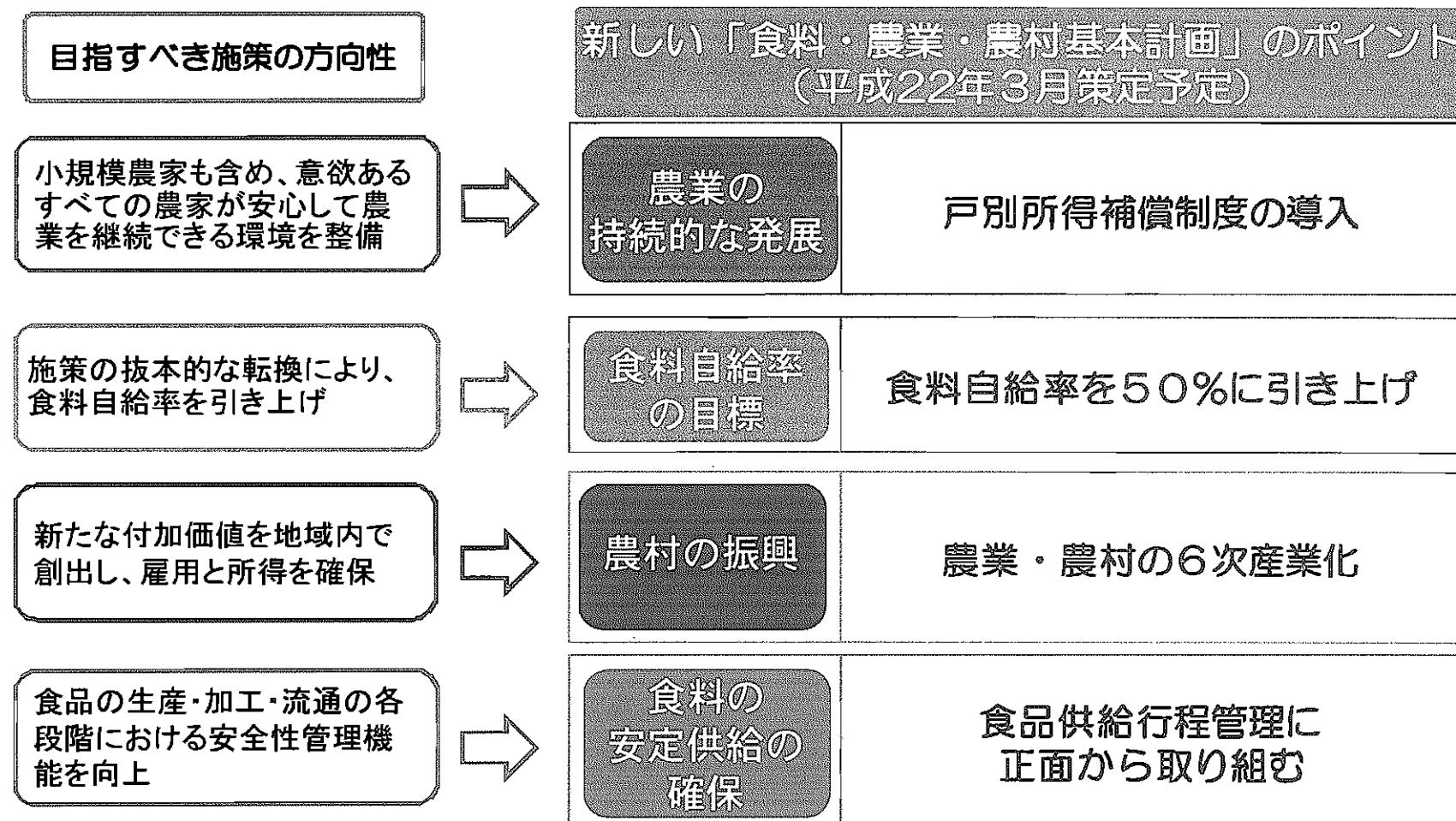
※国の「食料・農業・農村政策審議会企画部会」等資料から抜粋して構成

『主な論点』

1. 新しい「食料・農業・農村基本計画」のイメージ
 - (1)【農業の持続的発展】戸別所得補償制度の導入
 - (2)【食料自給率】食料自給率の引き上げ
 - (3)【農業の発展と農村の振興】農業・農村の6次産業化
 - (4)【食料の安定供給の確保】食品の安全性の向上と消費者の信頼確保
2. 多様な農業経営体の育成・確保に向けて
 - (1)家族農業経営の育成・確保
 - (2)集落営農の育成・確保
 - (3)法人経営の育成・確保

1. 新しい「食料・農業・農村基本計画」のイメージ

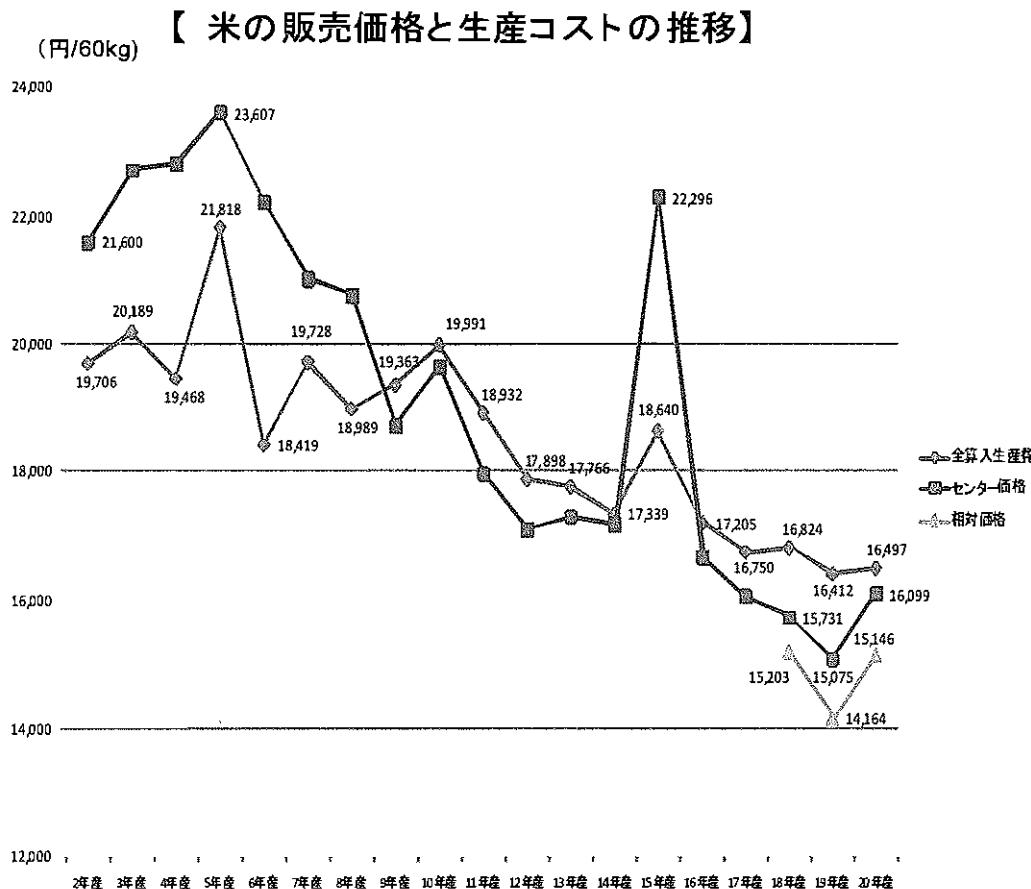
平成22年3月策定予定の新しい「食料・農業・農村基本計画」においては、これまでの農政を抜本的に転換し、「戸別所得補償制度の導入」など、これまでになかった新たな視点を盛り込むことを検討中。



将来に希望が持てる食料・農業・農村の姿を大胆に提示

(1)【農業の持続的発展】戸別所得補償制度の導入

- 小規模経営を含む意欲あるすべての農家が農業を継続できる環境を整備し、農業を再生するため、新たに国から農業者に直接交付する戸別所得補償制度を導入し、モデル事業から本格実施への道筋を提示。



米については、近年、販売価格が生産コストを恒常に下回る状況

↓
コスト割れを補う支援策がなかった

一定額の助成を行うことにより、稲作農家の経営継続を支援し、将来の経営発展の機会を確保する必要

↓
生産数量目標に即した生産を行った販売農家を対象として、所得補償をモデル的に実施

自給率を向上する環境を整備し、国民に食料を安定的に供給

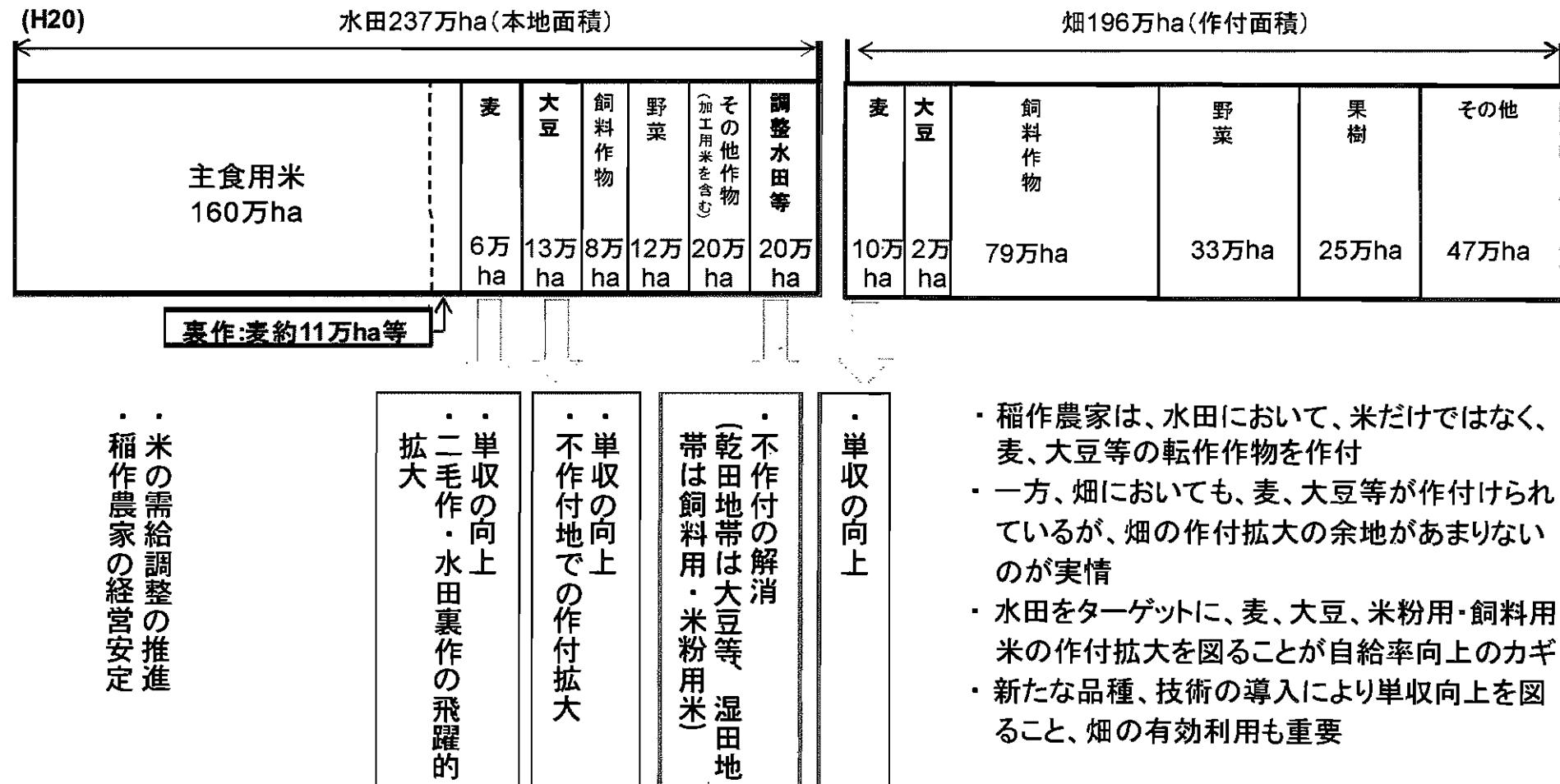
資料：(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「米穀の取引に関する報告」、「米生産費統計」

注1：センター価格は、17年産までは銘柄ごと落札数量で加重平均した価格であり、18年産以降は銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

2：相対取引価格は、銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

(2)【食料自給率】食料自給率の引き上げ

- 食料の国内供給力を高めるため、食料自給率を10年後に50%まで引き上げることをはじめて掲げる。
- 目標達成に向け、確保すべき農地面積の目標や品目別の生産努力目標等の道筋を示し、国民全体からの理解・協力のもとに取り組む。



(3)【農業の発展と農村の振興】農業・農村の6次産業化

- 雇用と所得を確保し、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するため、農業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、農業・農村の6次産業化を推進。

農村に由来する様々な「資源」

- 農産物 [米:約866万トン(平成20年産)
野菜:約1,242万トン(H19)]

- バイオマス



食品廃棄物
[約1,900万トン(H18)]



林地残材
[約800万トン(H20)]

- 経験・知恵

- 自然エネルギー



太陽光



風力



水力

- 風景



- 伝統文化



等

農村の「資源」を活用し新たな事業に取り組もうとする「産業」

食品産業、観光産業、IT産業、化粧品・医薬製造業、エネルギー産業 等

「資源」と「産業」を結びつけ活用

農業・農村の6次産業化

- 生産・加工・流通(販売)の一体化による付加価値の拡大

〔産地ぐるみでの取組(複数チャンネルの確保等)
農業者による取組(多角化、複合化等)〕

- 農業の生産性向上等

- 2次・3次産業による農業への参入

- 農業と2次・3次産業との融合による地域ビジネスの展開や新たな産業の創出

〔バイオマス等地域資源を活用した新事業の創出
農商工連携の推進
再生可能エネルギー利用の推進 等〕

連携・融合により、
新たな付加価値を創出

雇用の確保と所得の向上による

農村地域の再生・活性化

(4)【食料の安定供給の確保】 食品の安全性の向上と消費者の信頼確保

- 食の安全と消費者の信頼を確保するため、食品供給行程管理(トレーサビリティ、GAP、HACCP)に正面から取り組む。

民主党政権政策manifesto2009(抜粋)

32 食の安全・安心を確保する政策

- 食品の生産、加工、流通の過程を事後的に容易に検証できる「食品トレーサビリティシステム」を確立する。
- 原料原産地等の表示の義務付け対象を加工食品等に拡大する。

民主党政策集INDEX2009(抜粋)

食品のトレーサビリティ(追跡可能性)・システムの導入

すべての食品にベーシックなトレーサビリティを義務づけているEUの例を参考に、わが国においても、一定期間経過後にすべての食品について、仕入先、仕入日、販売先、販売日を記録・保管するトレーサビリティを義務づけます。

(中略)

なお、トレーサビリティの義務化の時期を踏まえ、食品の製造工程での安全管理や品質管理を図るための措置として、農業生産工程管理工程(GAP)や危害分析重要管理点(HACCP)への対応も義務化します。

※1 GAP:

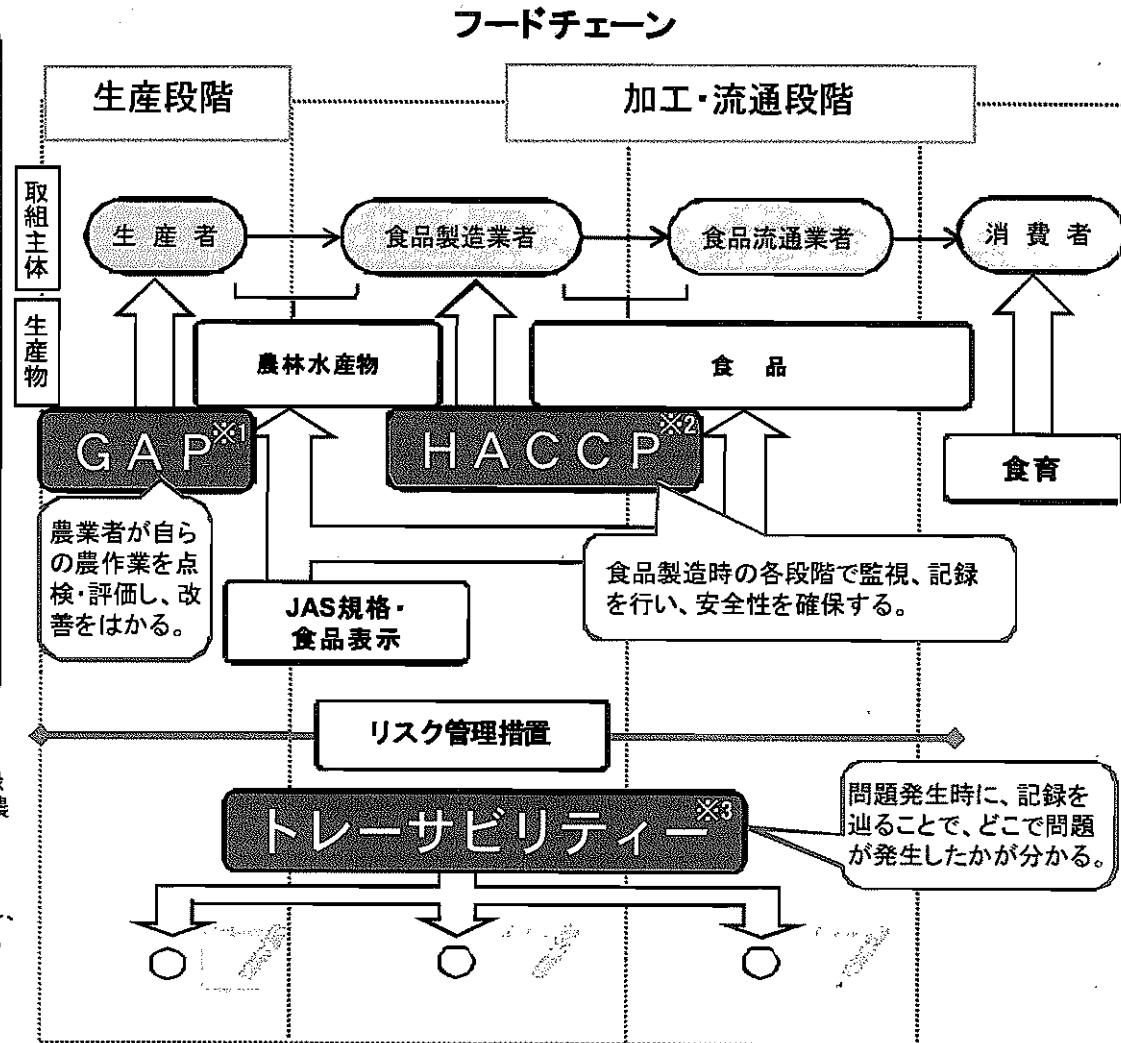
農業者自らが、農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い農作業を行い、記録し、記録を点検・評価し、改善点を見出し、次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」のこと

※2 HACCP:

原料の入荷から製造・出荷までのすべての工程において、あらかじめ危害を予測し、その危害を防止するための重要な管理点を特定して、そのポイントを継続的に監視・記録するシステム。

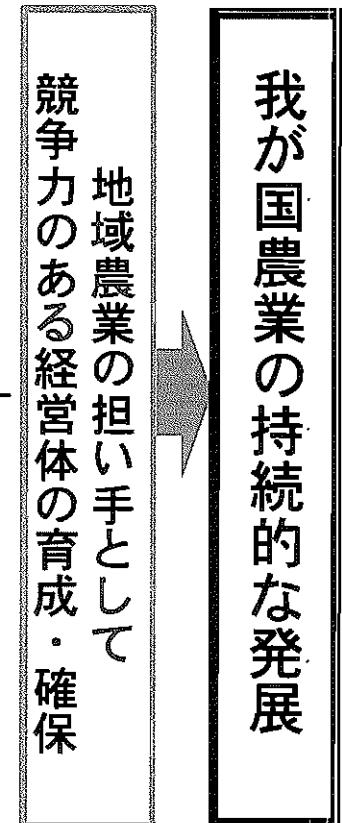
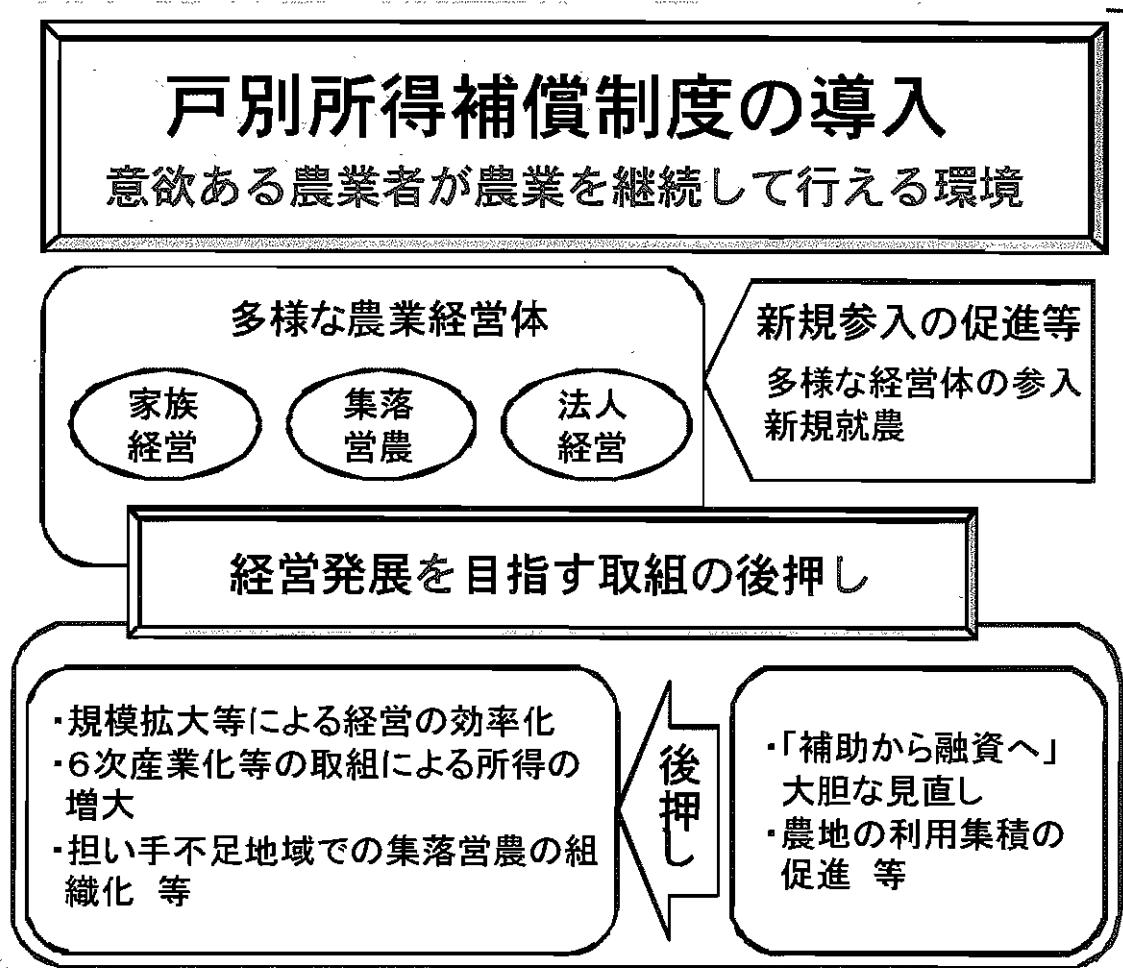
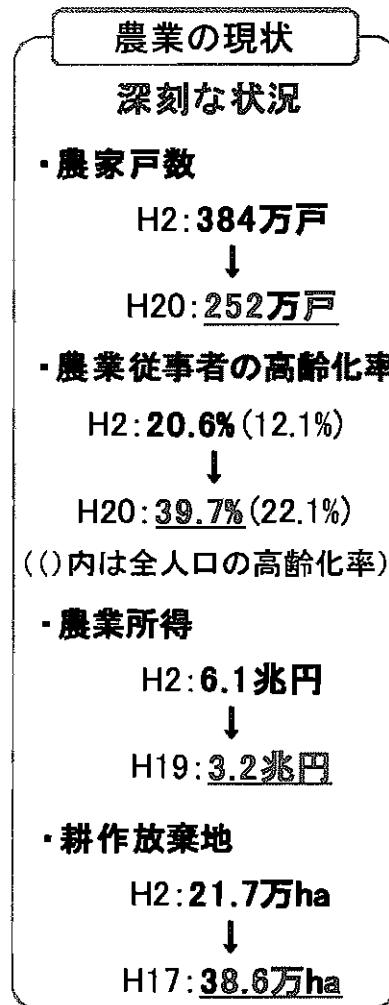
※3 トレーサビリティ:

食品がどこから来てどこへ行ったかわかるようにするもの



2. 多様な農業経営体の育成・確保に向けて

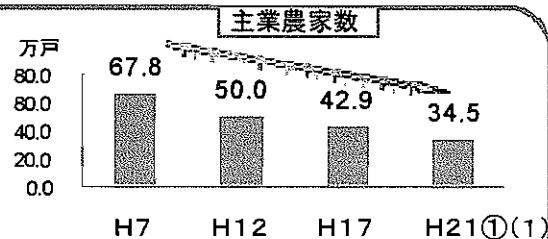
- 我が国農業は、農業従事者の減少、高齢化の進展、農業所得の減少、耕作放棄地の増加など危機的状況。
- 我が国農業の持続的発展を図るため、意欲ある農業者を幅広く対象とした戸別所得補償制度の導入により、農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、新規参入の促進や6次産業化による付加価値の向上分を経営に取り入れること等により競争力のある経営体を育成・確保。これらの経営体が地域農業の担い手として発展を遂げた姿として効率的かつ安定的な農業経営が出現。



(1) 家族農業経営の育成・確保

- 戸別所得補償制度の実施にあたっては、全ての販売農業者が交付金の対象となるが、これに併せ、地域農業の担い手の中心となる家族農業経営について、経営規模の拡大や6次産業化（多角化・複合化、連携等）の取組による経営改善を後押ししていくことが重要。
- このため、①農業者が自主的に作成する経営改善計画を市町村が認定し、②これに基づき関係機関が協力して地域農業の担い手を育成・確保する仕組みとして普及・定着（21年3月末現在：24万6千経営体）している認定農業者制度を活用。
- その際、制度内容の丁寧な周知活動、農業者の主体的な取組事例等の収集・提供等により、各地域での効果的な制度運用を推進。

危機的状況にある
我が国農業の現状を
踏まえ、戸別所得補
償制度の導入により
農業を継続できる環
境を整備



一方、我が国農業が持続的に発展していくためには、競争力を有する地域農業の担い手の確保が必要

意欲ある農業者自らの申請を市町村が認定し、
関係機関が協力して担い手を育成・確保する仕組
みである認定農業者制度を活用

認定農業者制度の現状

- 制度導入から15年以上経過し、地域において農業の担い手や集落リーダーの育成、農地の維持・管理などに有効に機能し、普及・定着（21年3月末現在：24万6千経営体）

- 一方で、以下のような誤解も存在

- ・認定に当たり「年齢や経営規模による制限がある」、「兼業農家や規模拡大を進めない農家の計画は認定されない」といった誤解

今後の方向性

- 引き続き、地域農業の担い手として競争力のある経営体を育成するため、認定農業者制度を活用

- 地域の主体的判断の下、農業者の多様な取組を支援するため

- ・スーパーL資金などの認定農業者を対象とする措置を引き続き実施

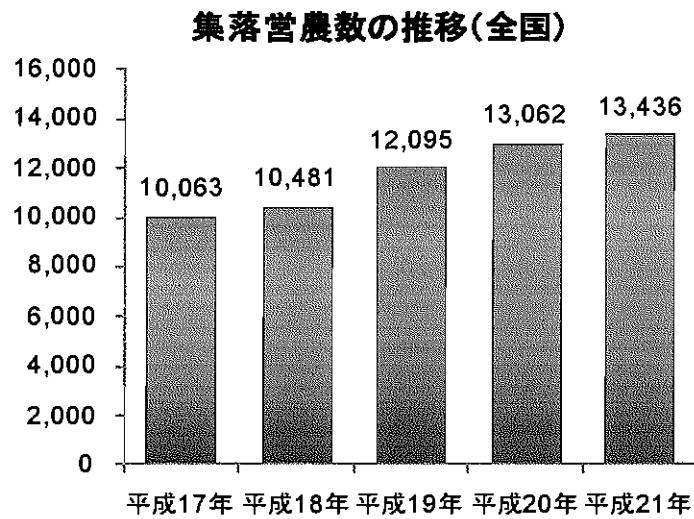
- 併せて
 - ・制度の正確な周知と
 - ・地方の主体的な取組を推進

(2)集落営農の育成・確保

- 集落営農とは、地域で取り決められた規約の下に、小規模農家、高齢農家も参加して、地域ぐるみで農作業の共同化や機械の共同利用に取り組むもの。地域農業の生産性向上や経営規模が零細で、後継者が不足している地域において農業生産活動を維持する上で有用な形態。
- 今後も集落営農の組織化や農地の維持・管理の活動等を支援。

現状

- 集落営農は、地域農業の生産性を向上させることや、担い手不足の地域において農業生産活動を維持するための仕組みとして定着。



今後の方向性

- 高齢化の進展等により担い手が不足している地域にとって、今後も集落営農の取組は、地域農業の維持・発展のため有効。
- このため、戸別所得補償制度の対象とともに、継続的に営農を行っていく組織については、引き続き、融資や機械・施設の整備支援を措置。

法人化のメリット

- ・農地等の権利取得が可能
- ・資金調達の多様化・取引信用力の向上
- ・農産加工・販売等の経営の多角化

安定的な経営体を目指す組織

融資、機械・施設の整備を支援

高度な 経営展開

米戸別所得補償モデル事業 で対象となる集落営農組織

備えるべき条件

- 農地の利用集積目標を達成する
- 所得向上を目指す。
- 法人化を目指す。

備えるべき条件

- ・規約を作成すること
- ・共同販売経理を行うこと

農地の 維持・管理

農地の維持・管理により地域社会に貢献する集落営農

中山間地域等直接支払等 により農業生産活動を支援

(3)法人経営の育成・確保

- 農業生産法人の数は、平成7年の4千から平成21年で1万1千と着実に増加。
- 農業法人の中には、経営の多角化など6次産業化を推進しているものがあり、地域の雇用を創出し、地域の所得向上や活性化に貢献。
- このような動きが一層促進されるよう、人材育成、設備・機械整備、資金調達円滑化等の支援を行うことにより、法人化を進めようとする農業経営体の取組みを後押し。

農業生産法人の推移							
	7年	12年	17年	18年	19年	20年	21年
農業生産法人	4,150	5,889	7,904	8,412	9,466	10,519	11,064
農事組合法人	1,335	1,496	1,782	1,841	2,198	2,694	2,855
株式会社（特例有限会社を除く）	-	-	120	180	385	832	1,200
株式会社（特例有限会社）	2,797	4,366	5,961	6,345	6,818	6,896	6,878
合名・合同・合資会社	18	27	41	46	65	97	131
（参考）	総農家（千戸）	3,444	3,120	2,848	…	…	2,521
	販売農家（千戸）	2,651	2,337	1,963	1,881	1,813	1,750
							1,699

資料：農林水産省経営局構造改善部調べ、農林水産省統計部「農林業センサス」、「農業構造動向調査」

注：株式会社（特例有限会社）の平成18年以前は「有限会社」の数値である。

農業法人の現状

農業法人は、

- 加工・販売・観光等への事業拡大
- 新規作物も加え、地域の農業者と共同し多様な品目を揃えて直売所等への出荷
- 加工業者、流通業者、小売業者等と連携し、付加価値向上、販路拡大、販売の安定化など、6次産業化に取り組むことにより、地域の雇用を創出し、地域の所得向上や活性化に貢献。

今後の方向性

今後の経営発展のための課題

経営能力の向上

6次産業化等の取組が持続的なものとなるように後押し

資金調達

設備投資

販路の確保

雇用労働力の確保

①初期投資の負担の軽減等への支援

- 農業法人等が6次産業化に取り組む場合に必要な加工機械・直売施設等の整備を支援し、初期投資負担の軽減を図る

②人材確保への支援

- 「農の雇用事業」により農業法人等における新規就業者の雇用と技術・知識を習得させる研修の実施を支援

③円滑な資金調達等

- スーパーL資金等の金利負担を軽減
- 無利子の農業改良資金の貸付プロセスを改善
- 農業信用保証保険制度の充実

農業の発展・地域の活性化

平成22年3月

食料・農業・農村基本計画のポイント

まえがき

農業・農村では、農業所得の大幅な減少、担い手不足の深刻化、農山漁村の活力の低下等が進行。また、安価な輸入農産物の浸透や需要を上回る生産等により農産物価格が低迷。こうした状況は、個々の農業者の努力だけでは克服しがたいものであり、これを放置した場合、自給率向上や多面的機能の発揮が脅かされ、国民全体が不利益を被るおそれ。このため、国民全体で農業・農村を支える必要。

以上の認識に立ち、農政を大転換し、「食」と「地域」の早急な再生を図る政策体系を再構築する必要。

第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

○ 過去の施策や課題を検証し、今後取り組むべき施策の基本の方針を整理。

食料、農業及び農村をめぐる状況を踏まえた政策的な対応方向

1 多様な用途・需要に対応した生産拡大を後押しする政策への転換

【現状】

- 農業所得が減少し、再生産の確保が困難な状況。このため、限られた用途・需要の下で生産を抑制する従来の政策を見直す必要。

【対応方向】

- 多様な用途・需要に対応しつつ生産を拡大する取組を後押しし、農業所得を総合的かつ体系的に増大させる政策へ転換。

2 意欲ある多様な農業者を育成・確保する政策への転換

【現状】

- 農業者の減少や高齢化の進行等により、後継者の確保が極めて不十分な状況。このため、一部の農業者に支援を集中する従来の施策を見直す必要。

【対応方向】

- 施策対象の裾野を広げつつ、施策対象に直接作用するものにすることなどにより、意欲ある多様な農業者の営農の継続と経営発展を支援する政策へ転換。

3 優良農地の確保と有効利用を実現し得る政策の確立

【現状】

- ・ 農地面積の減少に加え、耕作放棄地の増加等農地の有効利用が進んでいない状況。これは、農地の転用規制等の施策が効果的に講じられなかつたことが影響。

【対応方向】

- ・ 農地転用規制の厳格化、耕作放棄地対策の推進等により優良農地を確保しつつ、多様な農業者の確保、耕地利用率の向上を図る施策等により、農地を有効利用する政策を確立。

4 活力ある農山漁村の再生に向けた施策の総合化

【現状】

- ・ 農山漁村の過疎化、高齢化、就業機会の減少等が進み、地域の活力が一層低下している状況。これは、関係府省の連携の下に総合的に講じられるべき取組が徹底されなかつたことが影響。

【対応方向】

- ・ 農山漁村対策として、新産業の育成、都市農村交流、集落機能の強化等を政府一体となって総合的に講じる政策へ転換。

5 安心を実感できる食生活の実現に向けた政策の確立

【現状】

- ・ 自給率向上に向けた消費面での行動が十分に喚起されていない。また、これまで重点が置かれてきたリスク分析に基づく取組に加え、生産から消費までの各段階における具体的取組の拡充が求められている状況。

【対応方向】

- ・ 自給率向上に直接的な効果のある施策の優先度を高めつつ、食品産業の健全な発展、「後始末より未然防止」の考え方を基本とした食品の供給行程管理の徹底等を通じて、食料の安定供給と食品の安全の確保を確立。

新たな潮流に対応した可能性の追求

- ・ 世界経済における新興国の台頭
- ・ 気候変動をはじめとする地球環境問題の進行
- ・ 国境を越えた様々な不安要因の発生
- ・ 我が国経済の回復に向けた模索
- ・ 人々の価値観・ライフスタイルの多様化

政策改革の視点

- ・効率的・効果的で分かりやすい施策の展開
- ・施策対象者が主体性と創意工夫を發揮する施策の展開
- ・国民の理解と具体的行動を促す施策の展開

第2 食料自給率の目標

- 世界の食料需給はひつ迫基調にあり、今後の農政にとって、最大限食料自給率の向上を目指すことは必要不可欠。
- 平成32年度の食料自給率目標は、国際情勢、農業の状況、課題克服のための関係者の最大限の努力を前提として、供給熱量ベースで〇〇%（生産額ベースで〇〇%）と設定。
- 上記目標を達成するため、生産及び消費の両面において重点的に取り組むべき事項及び克服すべき課題を明確化し、国民の理解を促進。

第3 食料、農業及び農村に関する総合的かつ計画的に講すべき施策

- 食料・農業・農村をめぐる情勢変化への的確な対応や、食料自給率の向上に向けた施策の充実等に重点を置き、施策を展開。

食料の安定供給の確保に関する施策

1 食の安全と消費者の信頼の確保

「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、国産農林水産物や加工食品の安全性を向上。G A Pは高度な取組内容を含む共通基盤づくりの推進、H A C C Pは中小規模層でも低コストで導入できる手法の構築・普及、トレーサビリティは米穀等以外の飲食料品に対する義務付け等の検討を進める。また、輸入食品の検査・監視体制を強化。さらに、加工食品の原料原産地表示に関する対象品目の拡大や義務付け等の対応を検討。

2 国産農産物を軸とした食と農の結び付きの強化

潜在的需要の掘り起こしを通じて、国産農産物の生産と国民の食生活の結び付きを強化。直売所の運営・販売力の強化や学校給食、外食・中食事業者など実需者との連携強化による地場農産物の利用拡大を推進。

3 食品産業の持続的な発展と新たな展開

フードチェーンにおける事業者間の連携した取組の推進や国内市場の活性化、海外展開による事業基盤の強化等に取り組み。食品産業全体の将来展望や課題への対応方向等を明確化する方針を策定。

4 総合的な食料安全保障の確立

食料の安定供給を不安とする要因に対応するため、生産資材の確保対策を講じるとともに、輸入検疫や国内防除・防疫措置の強化を実施。これに加え、流通・消費面を考慮した取組や、国際協力の推進、海外農業投資の促進等を内容とする総合的な食料安全保障を確立。

5 輸入国としての食料安定供給の重要性を踏まえた国際交渉への対応

WTOドーハ・ラウンド農業交渉については、「多様な農業の共存」という基本理念の下で、我が国の立場を最大限反映すべく取り組む。

EPA／FTAについては、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことは行わないことを基本に取り組む。

農業の持続的な発展に関する施策

1 戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整理

食料自給率の向上と多面的機能の維持を図るために、小規模農家を含む意欲あるすべての農業者が農業を継続し、経営発展に取り組める環境を整備することが必要。このため、「戸別所得補償制度」を導入。

今後、規模、品質、環境保全等に対応した加算について、他の施策等との関係を整理しつつ、制度上の位置付けを検討。また、米以外の品目についても、制度のあり方や導入時期を含めて検討。

2 農業・農村の6次産業化の実現による売れる農業・儲かる農業の推進

生産・加工・販売の一体化、産地の戦略的取組の推進、輸出促進、生産資材費の縮減等を体系的に実施することにより、6次産業化を推進し、農業者の所得を増大させ、若者や子供も農村に定住できる地域社会を実現。

3 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

戸別所得補償制度の導入により、意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、地域農業の担い手の中心となる家族農業経営について、規模拡大や経営の多角化等の経営発展に向けた取組等を支

援。その際、地域に普及・定着している認定農業者制度を活用。また、小規模農家や兼業農家も参加した集落営農や、地域の雇用創出に寄与している法人経営を育成・確保。さらに、新たな人材の育成・確保や女性・高齢者の活動の促進、多様な農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化を推進。

4 優良農地の確保と有効利用の促進

新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化及び運用の適正化等を通じ、優良農地を確保するとともに、意欲ある農業者への農地集積、耕作放棄地の再生・有効利用、農地情報の利活用を推進。

5 農業災害による損失の補てん

農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度を合理的、効率的に運営。

6 食料供給力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し

施策体系や事業の仕組み等を抜本的に見直し、基幹的水利施設の戦略的な保全管理、地域の裁量を活かした制度、食料自給率の向上等に資する基盤整備の推進など、農業生産基盤の保全管理と整備の新たな展開を推進。

7 持続可能な農業生産を支える取組の推進

農業の有する自然循環機能を維持増進し、環境保全機能の向上に繋がる多様な営農方式の導入を促進。有機農業については、農業者が取り組みやすい技術体系の確立・普及など生産から消費まで一貫した施策を推進。

農村の振興に関する施策

1 農業・農村の6次産業化

農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来するバイオマスなどのあらゆる資源と産業とを結びつけ、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進。

2 都市と農村の交流等

農村への新たな交流需要の創出、都市部を含む人材の確保・育成、教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用等を推進。

3 都市及びその周辺の地域における農業の振興

都市農業を守り、振興する取組を推進し、その機能や効果を十分に発揮。

4 集落機能の維持と地域資源・環境の保全

過疎化、高齢化により維持が困難な集落の発生等、農村が有する機能の適切な保全に懸念が生じている。このため、農村コミュニティを維持・再生するための対応方策の検討、中山間地域等直接支払制度の継続実施、農地・水・環境保全向上対策の評価と施策のあり方の検証、鳥獣被害対策の推進、快適で安全・安心な農村の暮らしの実現等を推進。

5 農山漁村活性化ビジョンの策定

農山漁村の将来像を明確化し、地方と国との役割分担による活性化施策の推進方向を示す農山漁村活性化ビジョンを策定。

食料・農業・農村に横断的に関係する施策

1 技術・環境政策等の総合的な推進

農林水産業及び関連産業の高度化や新産業の創出等、包括的な戦略に基づき、技術・環境政策を総合的に推進。研究開発から普及・産業化までの一貫支援、地球温暖化対策や生物多様性保全を含む地球環境問題への貢献、知的財産の保護・活用の取組を推進。

2 「農」を支える多様な連携軸の構築

農業を取り巻く多様な分野の様々な関係者が、相互に協力し合い発展する結び付きの構築を促進するため、情報発信を通じた国民理解の促進や関係者のマッチングの充実、人材の確保、具体的行動の喚起等を推進。

団体の再編整備に関する施策

- 関連諸制度のあり方の見直しと併せて、団体（農業協同組合、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等）の機能や役割が効率的・効果的に発揮できるよう、その効率的な再編整備を推進。

第4 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 関係者の適切な役割分担の下、官民一体となって施策を総合的に推進。
- 国民の声の把握、科学的・客観的な分析、政策評価の適切な活用等により、国民視点に立った政策決定プロセスを実現。
- 施策の選択と集中的実施等を通じ、財政措置を効率的かつ重点的に運用。